

【談話】

医師・医学者として「セキュリティ・クリアランス法案」を認めない

京都府保険医協会副理事長 渡邊賢治

「重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律案」が4月5日、衆議院で可決された。軍事・外交分野の情報秘匿を目的とした「特定秘密保護法」(2013)の経済版である。

昨今、政府は「安全保障概念」を軍事・外交の領域から拡張し、「経済安全保障」を喧しく強調するようになった。これは、日本のサプライチェーンの脆弱性や先端技術をめぐる各国の覇権争いの激化を背景に「国家及び国民の安全を経済面から確保する」ことを目的とされるものである。経済安全保障は2013年の国家安全保障法制定により設置されたNSS(国家安全保障局)に置かれた「経済班」を指令塔に推進されてきた。

2022年には「経済安全保障法制に関する有識者会議」の提言を受ける形で「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律」(経済安全保障法)が制定された。同法は主に、①重要物資や原材料のサプライチェーンの強靱化②基幹インフラ機能の安全性・信頼性の確保③官民が連携して重要技術を育成・支援する枠組み、④特許非公開化による機微な発明の流出防止の4分野に関する法的枠組みをつくったが、その付帯決議に盛り込まれていたのが「セキュリティ・クリアランス」(適正評価制度)だった。

今回の「重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律案」は、安全保障に「支障」を及ぼす恐れがあるものを「重要経済安保情報」に指定し、その情報の取扱者に保全義務を課し、情報漏洩に対しては5年以下の拘禁刑等の罰則を設ける。その情報取扱者に対して適用されるのが「適性評価制度」である。

適正評価制度は、情報取扱者に認証を与えるにあたり、犯罪・懲戒歴や飲酒の節度、借金などの経済状況のほか、家族・親戚の身辺調査も行うものである。今回の法案では対象者が民間人にまで拡大される。

さて、私たち医師・医学者がもっとも懸念するのは、調査内容に「薬物の濫用」「飲酒」「精神疾患」に関する事項が含まれていることである。このことについて、特定秘密保護法制定の際に日本精神神経学会が次のように指摘していた。

- ① 精神疾患、精神障害に対する偏見、差別を助長し、患者、精神障害者が安心して医療・福祉を受ける基本的人権を侵害する
- ② 医療情報の提供義務は、医学・医療の根本原則(守秘義務)を破壊する
- ③ 精神科医療全体が特定秘密保護法の監視対象になる危険性が高い。

以上のうち、②については「従来の医学・医療情報の第三者への提供は、患者自身の無責任の証明やそれに伴う権利の取得、補償などに係るものである。しかし、この法に基づく情報提供の要請は、患者自身のためのものでなく、政府が秘密裏に規定する特定秘密への忠誠心に関して実施する公安上の目的によるものである」と指摘し、国から照会を受けた医療機関に回答する義務が課せられることに深い疑念を表明している。

私たちは国の「安全保障」のためであれば患者の人権や医師の倫理や専門性が毀損されて良いとは考えない。政府と全ての国会議員に対し本法案の再考を求めたい。

2024年5月2日